

# 令和 8 年度仙台市国民健康保険特定保健指導（積極的支援等）業務 実施事業者募集要項

仙台市国民健康保険特定保健指導に該当する被保険者の利便性の向上に資するため、令和 8 年度仙台市国民健康保険特定保健指導における実施事業者を募集します。

## 1 趣旨

この要項は、令和 8 年度仙台市国民健康保険特定保健指導業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、プロポーザル方式により、平成 25 年厚生労働省告示第 92 号（外部委託基準）及び第 93 号（施設等に関する基準）を満たし、仙台市の特定保健指導の課題を認識したうえでの提案があるかを判断するために必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務の名称

令和 8 年度仙台市国民健康保険特定保健指導業務

## 3 委託業務の内容

別紙「委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

## 4 募集形態

	施設型	非施設型	遠隔型
方 法	個別相談 (事業者の施設で実施)	個別相談 (区役所及び総合支所で実施)	個別相談 (オンラインで実施)
事業者数	3 事業者程度	1 事業者程度	1 事業者程度
上限人数	156 人(45 人×3 事業者)	130 人	30 人

## 5 事業費

上限人数は下記のとおり。また、単価上限額は仕様書のとおり。

	支払い年度	支払い区分	施設型	非施設型	遠隔型
上限人数 (人)	令和 8 年度	初回面接	135(45×3 事業者)	110	20
		実績評価	81(27×3 事業者)	90	5
	令和 9 年度	初回面接	21(7×3 事業者)	20	10
		実績評価	60(20×3 事業者)	40	10

※上限人数は過去実績に基づく。上限人数を超過する場合は事前に保険年金課と協議すること。

※居住区等による利用の制限はない。

## 6 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 9 月 30 日まで

## 7 応募できる者に必要な資格に関する事項

応募書類の提出を行う時点で、次の要件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと
- (3) 仙台市税の滞納がないこと
- (4) 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止をうけていないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている法人でないこと。
- (6) 「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」、別紙「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」の内容を遵守すること。

## 8 失格要件

企画提案書の提案者が、応募書類を提出した時点で、次の各号に該当した場合は失格とし、提出書類について無効とする。無効となった場合は当該提案者に対し理由を付して通知する。

- (1) 第7項で規定した参加資格を満たさないこととなったとき
- (2) 提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 応募期間内に第11項第2号に記載する書類を提出できなかったとき
- (4) 募集要綱等で示した条件に違反したとき
- (5) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明であるとき
- (6) 同一の事業所が2つ以上の提案企画書等を提出したとき  
※実施形態が異なる場合は複数申込可。
- (7) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出したとき
- (8) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（公序良俗違反）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行ったとき

## 9 スケジュール

- |                          |                                |
|--------------------------|--------------------------------|
| (1) 企画提案募集開始（市ホームページに掲載） | 令和8年3月 9日（月）                   |
| (2) 質問受付期間               | 3月 9日（月）～3月13日（金）午後3時必着        |
| (3) 応募書類の提出期間（電子データ）     | <u>3月16日（月）～3月23日（月）午後5時必着</u> |
| （紙媒体）                    | <u>3月16日（月）～3月24日（火）午後5時必着</u> |
| (4) ヒアリング実施通知（メール）       | 3月26日（木）                       |
| (5) ヒアリング及び選定委員会の開催      | 4月16日（木）                       |
| (6) 選考結果の通知（メール）（予定）     | 4月16日（木）                       |
| (7) 契約締結（予定）             | 6月 1日（月）                       |

## 1 0 応募書類作成等に関する質問の受付

本業務への質問がある場合は、次のとおり質問書（別紙）を提出すること。

(1) 受付期限 令和8年3月13日（金）午後3時まで（必着）

(2) 提出方法

ア 電子メールにより提出すること。

イ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

fuk005160@city.sendai.jp（仙台市健康福祉局保険年金課管理係）

ウ 電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時電子メールにより行う。またホームページに質問者の名を伏せた上で掲載する。参加申込者は必ず全ての質問・回答を確認すること。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

## 1 1 応募書類等の提出

(1) 提出期限

電子データ：令和8年3月23日（月）午後5時（必着）

紙媒体：令和8年3月24日（火）午後5時（必着）

(2) 提出書類（※電子データ及び紙媒体原本1部、コピー1部を提出すること）

ア 応募申込書（様式第1号）

イ 事業者概要書（様式第2号）

ウ 人員配置計画書（様式第3号）

エ 人材育成計画書（様式第4号）

オ 個人情報の取扱いに関する計画書（様式第5号）

カ 実施施設確認書（様式第6号）

キ 運営に関する確認書（様式第7号）

ク 特定保健指導実施計画書（様式第8号）

ケ 企画提案書（任意様式）

コ 積極的支援利用ガイド掲載内容（エクセルデータ）

サ 概算見積書（原本1部、両面印刷不可）

※別紙仕様書に基づき動機付け支援相当実施時と積極的支援実施時の2種類を提出

シ 再委託申請書（様式第9号）※再委託する場合のみ

ス 応募書類確認票（様式第10号）

(3) 提出方法

電子メール及び郵送（書留郵便又は宅配便）または直接持参とする。

fuk005160@city.sendai.jp（仙台市健康福祉局保険年金課管理係）

(4) 提出先 第15項のとおり

(5) 提出書類への記載事項等

各提出書類には、以下の内容を記載すること。

ア 企画提案書

(ア) プログラムの特徴

- (イ) 途中終了を防止するための工夫について
- (ウ) 事業実績の集計方法と分析方法について
- (エ) その他

イ 積極的支援利用ガイド掲載内容（エクセルデータ）

- (ア) 事業者名・場所(地図)・実施時間・プログラムの特色（インセンティブ、オプション検査、アプリ利用等）
- (イ) 積極的支援利用ガイドに掲載したいデザイン等（ある場合）

※積極的支援利用ガイドについては、別途委託事業者で作成予定であるため、様式は問わない。

ウ 概算見積書

- (ア) 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」付属資料1-3：標準的な見積様式の例を参考に、積算根拠が明確になるよう具体的に作成する。
- (イ) 本業務に係る経費は全て単価内に計上する。
- (ウ) 積極的支援の上限人数は第4項に示すとおり令和8年度と令和9年度を分けて積算する。動機付け支援相当の上限人数は不要。

(6) 提出後の変更等

原則として、提出された書類の差替、変更、再提出及び取消は認めない。

(7) その他

- ア 審査は提出された応募書類及びヒアリングにより行うが、応募書類等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。
- イ 応募書類等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（任意様式）を提出すること。なお、取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

## 1.2 業務委託候補者の選考

次のとおり提出書類に基づく書類審査の上、記載内容を具体的に確認するためのヒアリング（書類審査において必須項目を満たす事業者のみ）を行い、平成25年厚生労働省告示第92号（外部委託基準）及び第93号（施設等に関する基準）を満たし、仙台市の特定保健指導の課題を認識した上での提案であるかを判断し委託先候補として内定する。

(1) 書類審査

書類審査の結果については3月26日（木）（予定）に全ての応募事業者へ通知する。

(2) ヒアリング（提出書類の記載内容を具体的に確認）

詳細については書類審査の結果に基づき3月26日（木）（予定）に事業者へ通知する。

ア 開催日 令和8年4月16日（木）

イ 実施会場 仙台市役所会議室

ウ 実施方法

- (ア) ヒアリングの出席者は事業者ごとに2名以内とする。
- (イ) 1事業者当たり30分程度。
- (ウ) 事前に提出された書類に基づいて具体的な実施内容の確認を行う。

(3) 書類審査（ヒアリング内容）項目及び加点配分（別紙参照）

(4) 審査結果

選定結果については、審査当日以降、企画提案者全てに対しメールで通知するとともに、市

ホームページにて業務委託候補者の名称を公表する。なお、審査・選定結果に関する質問には応じないものとする。

### 1.3 業務委託候補者選定後の取扱

仙台市は、業務委託候補者と仕様書に基づき見積合わせを実施し、予定価格の範囲内であれば業務を委託する。また、業務の委託に際して、提案された企画提案書の内容をもとに調整し、最終的な仕様書として提示することができるものとする。

委託先候補として内定した事業者に対し、本市が本件契約書及び仕様書に規定する個人情報保護の基準に基づいた調査を行い、本市個人情報保護の基準に該当し、その対策が適切かつ十分に取れていることを外部委託審査会で審査し、承認された事業所を委託先として正式決定し、契約を行う。

### 1.4 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 本業務により得られた成果は、全て市に帰属するものとする。
- (3) 本市が提供する資料は、応募に係る検討のための目的以外で使用することを禁じる。また、この検討の目的に範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。
- (4) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による選定を延期又は取り止めることがある。
- (5) 提案者がいない場合には、選定委員会に諮った上で、再度募集を行うことができるものとする。
- (6) 応募書類は、仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第2条第2号に定める公文書となる。
- (7) 本業務は令和8年度、令和9年度の予算に係る業務であることから、成立した予算の内容に応じて、業務内容等の変更や予算額の減額の可能性がある。

### 1.5 問い合わせ及び応募書類提出先

仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課（仙台市役所5階）担当：菊地

〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3-7-1

TEL：022（214）8351 FAX：022（214）8195

メールアドレス：[fuk005160@city.sendai.jp](mailto:fuk005160@city.sendai.jp)